

千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉市の関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）が密接に連携し、悪質商法による高齢者及び障害者（以下、「高齢者等」という。）の消費者被害の防止等を適切に実施するために、千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 悪質商法被害予見・発生時における関係者間の連携協力体制に関すること。
- (2) 悪質商法に関する情報の共有及び意見の交換に関すること。
- (3) その他悪質商法による高齢者等の消費者被害の防止等を適切に実施するために必要なこと。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、別表1に掲げる関係団体及び関係事業者をもって構成する。

- 2 ネットワーク会議の委員は、各関係団体及び関係事業者から推薦された者をもって充てる。
- 3 ネットワーク会議の会長は、会議の委員の中から互選により定める。
- 4 会長に事故がある場合には、会長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第4条 ネットワーク会議は、会長が必要に応じて招集し、議事を進行する。

- 2 会長は、必要に応じて構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、書面により構成員の意見を求め、その結果をもって会議に代えることができる。

(幹事会)

第5条 ネットワーク会議には、幹事会を置く。

- 2 幹事会は別表2に掲げる課等の長に推薦された者で構成する。
- 3 幹事長は、消費生活センター所長をもって充てる。
- 4 幹事長は、必要に応じて幹事会を開催し、議事を進める。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、消費生活センターにおいて処理する。

(個人情報の保護)

第7条 委員は、ネットワーク会議及び協力業務により知りえた個人情報については、他に漏らしてはならない。やむをえず情報を提供する場合は、活動に必要な最低限度の者に、最低

限度の情報提供でなければならない。

(補 則)

第8条 この要綱に定める事項のほか、必要な事項はネットワーク会議の協議による。

附 則

この要綱は、平成20年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議

No.	関係団体・関係事業者
1	千葉市民生委員児童委員協議会
2	※1 千葉市地域包括支援センター（あんしんケアセンター）
3	千葉市介護支援専門員協議会
4	※2 千葉市障害者基幹相談支援センター
5	千葉市発達障害者支援センター
6	社福）千葉市社会福祉協議会

※1 地域包括支援センターのうちから、担当となったセンターが委員となるものとする。

※2 障害者基幹相談支援センターのうちから、担当となったセンターが委員となるものとする。

別表2 千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議幹事会

No.	関係課
1	保健福祉局健康福祉部地域包括ケア推進課
2	保健福祉局高齢障害部高齢福祉課
3	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課
4	※3 区保健福祉センター高齢障害支援課
5	社福）千葉市社会福祉協議会社会福祉課
6	市民局生活文化スポーツ部消費生活センター

※3 6行政区のうちから、担当となった高齢障害支援課が委員となるものとする。